

特定非営利活動法人 先生みらいプロジェクト 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 先生みらいプロジェクト という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、学校教員に対して、研修及び交流の場の提供並びに関連する支援活動を行い、学校教員の働き方の改善を図るとともに、各学校における教育活動の充実及び地域社会の教育力の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 学校教員の資質向上を目的としたメンター・コーチング支援事業
- (2) 学校教育の今日的課題に関する研修会、講座及び講演の企画運営事業
- (3) 教育実践の共有及び教員間の連携を促進するコミュニティ形成事業
- (4) 教育の質を高める教材、プログラム及び教育ICTツールの研究開発並びに執筆事業
- (5) 子どもの健全育成及び教員の指導力向上を目的とした教育イベント事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) 入会金及び会費の額
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 入会金及び会費
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)

- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会で決めたものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本法人のウェブサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	村上雅之
副代表理事	佐藤洸輔
理事	井上貴臣
同	根岸良久
同	坂本亜姫奈

監事	村上あずさ
----	-------

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立初年度の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 0円
正会員会費 0円
- (2) 賛助会員入会金 0円
賛助会員会費 0円

役員名簿

法人名	特定非営利活動法人 先生みらいプロジェクト
-----	-----------------------

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	村上雅之	[Redacted]	無し
副代表理事	佐藤洸輔		無し
理事	井上貴臣		無し
理事	根岸良久		無し
理事	坂本亜姫奈		無し
監事	村上あずさ		無し

- 注1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載してください。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、札幌市特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載してください。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません。
- 5 特定非営利活動促進法第15条の規定により、役員として理事3人以上、監事1人以上を置かなければなりません。また、定款に規定されている役員定数を遵守すること。
- 6 役員について、特定非営利活動促進法第20条に規定する「役員の欠格事由」に該当しないこと。また、特定非営利活動促進法第21条「役員の親族等の排除」の規定に違反しないこと。
- 7 監事は、理事又はその法人の職員を兼ねることはできません。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、我が国の教育現場は、教員採用倍率の低下、若手教員の早期離職、業務過多によるメンタルヘルス不調など、極めて深刻な課題に直面しています。学校現場においては、教材研究や学級経営、多様化する児童・保護者への対応など業務が多岐にわたり、教員の心身の負担は限界に達しており、教育活動の質の維持が危ぶまれる状況にあります。このような状況を打破するためには、教員一人ひとりが孤立せず、校種や地域の枠を超えて互いに学び合い、支え合える連帯の場を提供することが喫緊の課題です。また、ICT や AI などの先端技術を積極的に活用した教材開発や業務効率化を推進し、教員が本来の専門性を発揮し、子どもたちと向き合う時間に集中できる環境を整備することが強く求められています。そこで私たちは、学校教員に対して「メンター・コーチング支援」や「コミュニティ形成」を通じた相互研鑽の場を提供するとともに、教育の質を高める「教材・教育 ICT ツールの研究開発」及び執筆事業に取り組みます。これらの活動により、教員の働き方改善と専門性の向上を図り、もって各学校における教育活動の充実、子どもの健全育成、そして地域社会全体の教育力の向上に寄与することを目的としています。これらの活動は、特定の個人や組織の利益を目的とするものではなく、広く不特定多数の教員や児童・生徒、そして社会全体の利益に資するものであり、極めて公益性の高いものです。特定非営利活動法人としての格を取得することにより、社会的信用と活動の透明性を確保し、行政や教育委員会、地域社会、他の民間団体との多様な協働を推進します。これにより、安定した基盤のもとで、教育現場の持続可能性を支える事業を継続的かつ発展的に実施してまいります。

2 申請に至るまでの経過

私たちはこれまで、札幌市を中心に教育現場の教員同士が自発的に集まり、授業改善や学級経営について学び合う小規模な研修会や交流会を重ねてきました。また、多忙を極める教員のサポートとして、ICT を活用した教材作成支援などにも取り組み、参加者から高い評価と継続的な支援を求める声を得てきました。しかし、教育現場が抱える課題の深刻化に伴い、個人の善意や任意の集まりによる活動では、組織的な支援や持続的な事業展開に限界があることを痛感しました。そこで、教員の学び合いと連帯を制度的に支え、地域と連携して教育の未来を創造するために、特定非営利活動法人を設立することを決意いたしました。法人化により、社会的責任を果たしながら、広く市民や関係団体の信頼を得て、教育活動の充実に邁進してまいります。

2026年 3月 26日

特定非営利活動法人 先生みらいプロジェクト
設立代表者 XXXXXXXXXX
氏名 村上 雅之

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2027年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 先生みらいプロジェクト

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の活動を広く周知するため、ホームページを開設し、SNS等で情報発信を行う。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①学校教員の資 質向上を目的と したメンター・ コーチング支援 事業	教員を対象としたメンター・コー チング支援プログラムの実施に向 け、教員の抱える課題やニーズの 把握を目的としたヒアリング及び 調査を行うとともに、支援プログ ラムの試行的な実施及び内容の検 討を行う。	実施予定なし		
②学校教育の今 日的課題に関す る研修会、講座 及び講演の企画 運営事業	学級経営、ICT 活用、特別な支援 を必要とする児童生徒への対応な ど、学校現場の喫緊の課題をテー マとした研修会や講座、講演を開 催する。	(A) 年1回(1月) (B) 札幌市内の会議 室、オンライン (C) 5人	(D) 学校教員、 教育関係者 (E) 20人	5
③教育実践の共 有及び教員間の 連携を促進する コミュニティ形 成事業	校種や地域の枠を超えて教員が集 い、日々の教育実践やアイデア を共有するための学習会や交流イ ベントを定期的開催する。孤立 しがちな教員のネットワーク化を 促進し、地域全体の教育力向上に 寄与する。	(A) 年2回(8月、 2月) (B) 札幌市内の会議 室 (C) 5人	(D) 学校教員、 学生(教員志 望) (E) 20人	4
④教育の質を高 める教材、プロ グラム及び教育 ICTツールの 研究開発並びに 執筆事業	教育の質向上に資する教材及び教 育 ICT ツールの開発に向け、国内 外の教育実践に関する文献調査及 び事例収集を行う。	実施予定なし		
⑤子どもの健全 育成及び教員の 指導力向上を目 的とした教育イ ベント事業	子どもの健全育成及び教員の指導 力向上を目的とした教育イベント の企画に向け、教育関係者へのヒ アリング及び事例調査を行い、イ ベント内容の企画を行う。	実施予定なし		

令和9年度の事業計画書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人 先生みらいプロジェクト

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前年度同様に、本法人の活動を広く周知するため、SNS等で情報発信を行う。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①学校教員の資 質向上を目的と したメンター・ コーチング支援 事業	主に若手教員等の抱える教育上の 悩みや学級経営の課題に対し、個 別対話を通じた継続的なメンタ ー・コーチング支援を行う。これ により、教員の離職防止と専門性 の向上を図る。	(A) 通年 (B) 札幌市内の会議 室、オンライン (C) 1人	(D) 学校教員 (E) 1人	5
②学校教育の今 日的課題に関す る研修会、講座 及び講演の企画 運営事業	学級経営、ICT 活用、特別な支援 を必要とする児童生徒への対応な ど、学校現場の喫緊の課題をテー マとした研修会や講座、講演を開 催する。	(A) 年3回(4月、 6月、10月) (B) 札幌市内の会議 室、オンライン (C) 5人	(D) 学校教員、 教育関係者 (E) 20人	15
③教育実践の共 有及び教員間の 連携を促進する コミュニティ形 成事業	校種や地域の枠を超えて教員が集 い、日々の教育実践やアイデア を共有するための学習会や交流イ ベントを定期的に開催する。孤立 しがちな教員のネットワーク化を 促進し、地域全体の教育力向上に 寄与する。	(A) 年4回(5月、 7月、11月、1 月) (B) 札幌市内の会議 室 (C) 5人	(D) 学校教員、 学生(教員志 望) (E) 20人	8
④教育の質を高 める教材、プロ グラム及び教育 ICTツールの 研究開発並びに 執筆事業	国内外の教育実践に関する文献調 査及び事例収集を行うとともに、 教育関係者との意見交換を通じて 教材やプログラムの内容を検討す る。	実施予定なし		
⑤子どもの健全 育成及び教員の 指導力向上を目 的とした教育イ ベント事業	教育関係者へのヒアリングや事例 調査を行うとともに、イベントの 企画内容の検討及び試行的な企画 運営を行う。	実施予定なし		

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 先生みらいプロジェクト

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
4. 事業収益		
学校教員の資質向上を目的としたメンター・コーチング支援事業	0	
学校教育の今日的課題に関する研修会、講座及び講演の企画運営事業	20000	
教育実践の共有及び教員間の連携を促進するコミュニティ形成事業	40000	
教育の質を高める教材、プログラム及び教育ICTツールの研究開発並びに執筆事業	0	
子どもの健全育成及び教員の指導力向上を目的とした教育イベント事業	0	
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
経常収益計		60000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
講師謝金	3000	
会場費	6000	
旅費交通費	0	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	9000	
事業費計		9000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		9000
当期経常増減額		51000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		51000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		51000

令和9年度 活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人 先生みらいプロジェクト

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	60000	
賛助会員受取会費	60000	
2 受取寄附金		
受取寄附金	20000	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		
受取民間助成金	50000	
4 事業収益		
学校教員の資質向上を目的としたメンター・コーチング支援事業	10000	
学校教育の今日的課題に関する研修会、講座及び講演の企画運営事業	60000	
教育実践の共有及び教員間の連携を促進するコミュニティ形成事業	80000	
教育の質を高める教材、プログラム及び教育ICTツールの研究開発並びに執筆事業	0	
子どもの健全育成及び教員の指導力向上を目的とした教育イベント事業	0	
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	340000
経常収益計		
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
講師謝金	9000	
会場費	14000	
専門家謝金(メンター)	5000	
資料印刷費	0	
旅費交通費	0	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	28000	
事業費計		28000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計		
(2) その他経費		
会議費	0	
ホームページ費用	10000	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	10000	
管理費計		10000
経常費用計		38000
当期経常増減額		302000
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		302000
前期繰越正味財産額		51000
次期繰越正味財産額		353000